

公募型見積合わせ公告

次のとおり公募型見積合わせを実施します。

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び番号：エネルギー分散型 蛍光X線分析装置 高大公 19-004
- (2) 公告掲載期間：令和元年8月21日(水)から令和元年8月27日(火)17時まで
- (3) 納 期：契約日より令和元年10月31日(木)まで
- (4) 納 入 場 所：高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 番地
高知工科大学 香美キャンパス 教育研究棟B棟

2. 見積参加資格

- (1) 高知県公立大学法人契約事務取扱規程（以下、「契約規程」という。）第3条に規定する次の事項に該当する者は、見積合わせに参加する資格を有しない。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の者の使用人として使用した者
- (2) 各省庁の全調達機関において有効な統一資格、又は高知県における競争入札参加資格（いずれも本調達物品を取扱えること）を有すること。
- (3) この公告の日から見積提出期限の日までの間に、国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けていない者であること。

3. 見積参加方法

- (1) 見積参加に必要な書類の交付場所及び問い合わせ先
〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 番地
高知県公立大学法人高知工科大学 研究連携部研究支援課 藤波
Tel 0887-57-2025 FAX 0887-57-2026
E-mail renkei@ml.kochi-tech.ac.jp

(2) 見積参加申し込みに必要な書類の交付方法

令和元年8月21日(水)から令和元年8月27日(火)までの9時から17時まで(正午から13時を除く)の間に、上記(1)の交付場所において交付する。

その際、競争参加者は、各省各庁の全調達機関の統一資格(四国地域の参加資格を有すること)又は高知県における競争入札参加資格いずれも、現時点で有効なものの写しを提出すること。

メールでの交付を希望する場合は、renkei@ml.kochi-tech.ac.jp宛てに参加資格書を添付の上申し込むこと。

4. 見積方法

(1) 本学指定様式の見積書を1通作成し、見積提出期限までに提出場所へ直接又は郵送にて提出すること。いずれの場合も、封印し、封筒の封皮に「氏名(法人の場合はその名称又は商号)」及び「エネルギー分散型 蛍光X線分析装置 高大公19-004の見積書 在中」と朱書すること。なお、提出後の見積書は、取替、変更、取消をすることはできない。

(2) 委任状について

見積書の氏名が、競争入札参加資格に記載されている代表者と異なる場合は、見積書提出時に委任状を添付すること。

5. 質疑の受付

本件に関する質疑は、令和元年8月26日(月)～令和元年9月2日(月)まで受け付けるものとし、令和元年9月4日(水)までに回答する(予定)。上記期間外の質疑は受け付けない。

質疑を行う場合は、書面(メール、FAX可)にて、上記3.(1)の問い合わせ先へ送付するものとする。なお、質疑書を送付した際は、上記担当者まで電話連絡を行うこと。

6. 見積書の提出場所等

(1) 〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口185番地

高知県公立大学法人高知工科大学 研究連携部研究支援課 藤波

Tel 0887-57-2025 FAX 0887-57-2026

E-mail renkei@ml.kochi-tech.ac.jp

(2) 見積提出期限

令和元年9月5日(木)17時(必着)

7. 見積の無効

(1) 指定様式以外で提出されたもの

(2) 見積金額のないもの

(3) 見積金額の記載が不明確のもの

- (4) 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- (5) 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- (6) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの
- (7) 見積公告において示した見積書の受領期限までに到達しなかったもの
- (8) その他公募型見積合わせに関する条件に違反したもの

8. 契約の相手方の決定

- (1) 見積合わせの結果、無効のものを除き、最低の価格をもって見積りした者を契約予定者とし、契約の協議を行うものとする。
- (2) 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見積徴取を行い、価格の交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。
- (3) 契約の相手方に決定した者が、指定の期日までに契約書の取り交わしを行わない場合は、契約の決定を取り消すものとする。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
規程による。
- (3) 契約書の作成
 - ① 見積合わせの結果、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から14日以内に契約書の取り交わしを行うものとする。
 - ② 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 本公告に記載のない事項については、契約規程の定めるところにより取り扱うこととする。

令和元年8月8日

契約責任者
高知県公立大学法人
理事長 中澤 卓史